

インターネット適正利用に関する啓発実施状況

1 県（県民活動課）

(1) 実施講習会の開催

児童・生徒がインターネットを介して有害情報に接する機会が増え、トラブルや犯罪に巻き込まれる恐れが高まっていることから、インターネット等の適切な利用に係る啓発を目的に開催している。

年度	対象	内容
令和3年度	子どもに初めてスマホを持たせる小学生や中学生の保護者等	①SNS等の利用による犯罪被害の現状について ②スマホを通じたトラブルから子どもを守るために
令和4年度	小学生や中学生の保護者等	①情報モラル問題解決力の育成 ②インターネットとの向き合い方
令和5年度	小学生や中学生の保護者等	①家庭でのデジタル・シティズンシップを学ぼう ②サイバー犯罪の現状と対策

(2) 啓発資料の作成・配付

県・県教委・県警察と連携し、インターネットの適正な利用方法に係る啓発資料を作成し、配付している

- ・中学1年生に「自画撮り被害防止」の啓発資料を配付
- ・小学4年生及びその保護者向けに、ネットの危険性、フィルタリング、家庭でのルールづくり等の啓発資料を改訂・配付

(3) その他

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせ、SNSに起因する、様々な危険（自画撮り被害、なりすまし、個人情報流出、ネットいじめ）から青少年を守るため、ペアレンタルコントロールの重要性を保護者に訴求した内容等のポスターを学校等へ配付

2 県教育委員会

- 平成30年に、県警察本部と連携して、「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」を作成・通知
- 令和2年度に開催された教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」にて、「携帯電話等を学校に持ち込まない(小・中学校)」、「校内でスマホ等を使用しない(高等学校)」指導を確認した。
- 県民活動課・広島県教育委員会・県警察で作成した啓発ポスターを全ての公立高等学校に配付・掲示
- 発達段階に応じた情報モラル教育を各学校で実施
 - ・高等学校は情報科にて履修、中学校は技術家庭科（技術分野）の教科を中心に学校の教育活動全体の中に位置付け、計画的に実施
 - ・各学校で非行防止教室等を実施し、非行及び被害防止に係る講話等を実施

令和4年度 小学校 100%実施 中学校 100%実施 県立学校 100%実施
(県警察、携帯電話会社等と連携しているものも含む。)

- 中学校等入学予定の児童及び保護者に対して、警察職員による「インターネット等の適切な利用について」の講話を実施
- 生徒指導主事研修やスクールカウンセラー等連絡協議会において、「インターネットに係る課題への対応について」の講義・協議を小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の担当者に対して実施

3 県警察

- SNS利用に係る性問題行動の少年や被害少年に対する支援を行うとともに、保護者に対しペアレンタルコントロールについて指導
- 小・中・高等学校を対象に、SNS等に起因する被害防止等の犯罪防止教室や不審者対応訓練を実施し、延べ48,219人が受講
- 保護者へフィルタリング利用の啓発及びSNS利用等に係るペアレンタルコントロールについての講話の実施
- サイバーパトロールによる補導の実施
- 中学校等入学予定の生徒及び保護者に対して、スマートフォンの適正な利用に関する広報啓発活動を実施